

江別市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成15年8月11日市長決裁

(設置)

第1条 江別市における総合的な地域福祉の推進を目的として、江別市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 江別市地域福祉計画の策定に関する事項
 - (2) 前号に定めるもののほか、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 各種団体等 7名以内
- (3) 公募による者 3名以内

3 委員の任期は、地域福祉計画開始の前年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に第2条各号に規定する事項を協議するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部内において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。